

## 整形外科専門研修プログラム整備基準 運用細則

### (目的)

本細則は、別途定めた整形外科専門研修プログラム整備基準に基づいた研修プログラムの運用を補助するために定める。

### (研修カリキュラム制)

- 整形外科専門研修は、原則としてプログラム制による研修によって達成されるが、整備基準にある特定の要件を満たす専攻医においてはカリキュラム制での研修を認める。この場合、カリキュラム制による研修を希望する旨を所定の様式により日本整形外科学会に申請し、専門医・専攻医管理委員会の承認を受けなければならない。
- 研修医療機関は、すべてのプログラム内の基幹施設・連携施設から自由に選択することができるが、研修先は専攻医と医療機関との間での合意が求め必要である。
- カリキュラム制の研修を選択した場合、その記録は当面の間、規定の紙媒体によって行うものとする。記録に不備がある場合には、修了認定に支障をきたすので十分に注意して、記録を整備保存しなければならない。

### (研修施設の特例)

- 日本整形外科学会が定めた地域部においては、基幹施設の指導医要件を緩和して、理事会が基幹施設を認定できるものとする。
- 日本整形外科学会が定めた地域部においては、連携病院の指導医要件を満たすことができない場合であっても、専門医2名をもって理事会が連携施設を認定できるものとする。この場合、専門医1名を暫定指導医として指導可能領域を2領域までとする。

### (流動単位の利用)

- 流動単位の5単位は本来サブスペシャルティに向けたアドバンス研修であるが、逆に整形外科専門医として経験が不足していると考えられる場合には、麻酔や救急領域の研修に充てることができる。